

マージン率等の情報提供について

① 令和 7年 9月 30日付け 派遣労働者数

47人

② 令和 6年度 派遣先事業所数(実数)

36事業所

③ 令和 6年度(令和 6年 10月 1日～令和 7年 9月 30日) 労働者派遣に関する料金の額の平均額

19,872円(8時間 全業務平均)

④ 令和 6年度(令和 6年 10月 1日～令和 7年 9月 30日) 派遣労働者の賃金の額の平均額

12,017円(8時間 全業務平均)

⑤ 令和 6年度(令和 6年 10月 1日～令和 7年 9月 30日) マージン率

39.5%

$$\text{マージン率} = \frac{\left[\begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間)当たりの労働者派遣に関する料金の額の平均額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間)当たりの賃金の額の平均額} \end{array} \right]}{\left[\begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間)当たりの労働者派遣に関する料金の額の平均額} \end{array} \right]}$$

※マージン率に含まれるもの

1. 雇用主として負担する労災保険、雇用保険、健康保険などの社会保険料や確定拠出年金掛金
2. 諸費用(有給休暇、慶弔休暇、研修費、制度運用費、通信費、広告宣伝費、交通費、オフィス賃料、管理費、各種税金 など)
3. 営業利益

⑥ 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等

労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を

締結している

当該労使協定の対象となる派遣労働者の範囲 (全ての派遣労働者)

当該労使協定の有効期間の終期 (令和9年3月31日)

締結していない

⑦ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

訓練内容 (注)キャリアアップに資する教育訓練に関する計画内容を示すこと。

| 訓練種別 | 対象者となる派遣労働者 雇入時・派遣中・待機中など | 訓練方法 OJT・OFF-JT | 訓練費用負担額 無償・有償 | 賃金支給 有給・無給 |
|-----------|------------------------------|--------------------|------------------|---------------|
| ビジネスマナー研修 | 雇入時 | OFF-JT | 無償 | 有給 |
| 商品/サービス知識 | 派遣中 | OJT | 無償 | 有給 |
| ビジネススキル研修 | 派遣中 | OFF-JT | 無償 | 有給 |

キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先 相談窓口 大東 電話番号 06-6748-8780

⑧ その他の労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項(福利厚生など)

事業所名 株式会社ナツバ
許可番号 派27-304357